議案第114号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例(平成12年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中101の項を105の項とし、94の項から100の項までを4項ずつ繰り下げ、同表93の項中「95の項」を「99の項」に、「89の項」を「93の項」に改め、同項を同表97の項とし、同表92の項を同表96の項とし、同表91の項を同表95の項とし、同表90の項中「95の項」を「99の項」に、「92の項」を「96の項」に改め、同項を同表94の項とし、同表89の項を同表93の項とし、同表88の項を同表92の項とし、同表87の項」を「87の項」に、「84の項」を「88の項」に改め、同項を同表91の項とし、同表86の項中「83の項」を「87の項」に、「84の項」を「87の項」に、「84の項」を「88の項」を「88の項」を「88の項」を「88の項」を「87の項」に、「84の項」を「88の項」を「87の項」に、「84の項」を「88の項」を「80項を同表90の項とし、同表中85の項を89の項とし、74の項から84の項までを4項ずつ繰り下げ、73の2の項を77の項とし、73の項を76の項とし、35の項から72の項までを3項ずつ繰り下げ、34の項を削り、33の項を37の項とし、11の項から32の項までを4項ずつ繰り下げ、10の項を次のように改める。

別表中10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、8の項を12の項とし、同表7の項中「100円」を「200円」に改め、同項を同表11の項とし、同表6の項中「住民票又は戸籍の附票に関する証明」を「戸籍の附票の写し」に、「200円」を「300円」に改め、同項を同表10の項とし、同表5の項を次のように改める。

5	住民票の写し	窓口で交付するもの	1件につき	300円
		多機能端末機で交付するもの	1件につき	200円

別表5の項を同表9の項とし、同表4の項を削り、同表3の項中「身分、資格、印鑑、財産、納税その他の」を「身分に関する」に、「200円」を「300円」に改め、同項を同表8の項とし、同表2の項中「、建物」を「及び建物」に、「200円」を「300円」に改め、同項を同表3の項とし、同項の次に次の4項を加える。

	,		,	
4	税に関する証明(窓口で交付するもの	1件につき	300円
	前項の証明を除く	多機能端末機で交付するもの	1件につき	200円
	。)			
5	電子計算機により	作成した地番図	1枚につき	300円
6	印鑑に関する証明	窓口で交付するもの	1件につき	300円
		多機能端末機で交付するもの	1件につき	200円
7	住民票又は戸籍の附票に関する証明		1件につき	300円

別表1の項中「公文書」の次に「、図面」を加え、「1枚」を「1件」に、「200円」を「300円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2	公簿、公文書及び	1人1時間まで	1件につき	300円
	図面の閲覧照合	1人1時間を超えるごとの加算額	1時間ごとに	300円

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田原市手数料条例の規定は、令和3年4月1日以後に申請があった手数料について適用し、同日前までに申請のあった手数料については、なお従前の例による。